

盛岡市宿泊税導入に係る周知・理解促進業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本市は、観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年10月以降に宿泊税を課する予定としている。

宿泊税は、宿泊施設の経営者に宿泊客から税を徴収していただき、本市に申告納入していただく特別徴収制度であることから、その円滑な導入にあたり、宿泊客、事業者及び市民に対し、制度の周知や導入の意義に係る理解の醸成を図っていく必要があるほか、納税が将来の魅力的な盛岡へつながることを想起させるなど、シティプロモーションの要素も含めた戦略的な情報提供を行っていく必要がある。このことから公募型プロポーザル方式により、宿泊税制度の周知業務について、受託候補者の選定を行うものである。

2 業務の概要

(1) 名称

盛岡市宿泊税導入に係る周知業務委託

(2) 内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 提案上限額

6,793,878 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 提案者の資格要件

次に掲げる事項を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 盛岡市による指名停止を受けていないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続き開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者にあっては更生計画の認可がされていない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (5) 所得税、法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務づけられている租税公課を滞納していないこと。

4 選定スケジュール【予定】

項目番号	手続き	日程
1	公告	令和8年2月4日（水）
2	公募	公告の日から令和8年3月5日（木）まで
3	質問受付	公告の日から令和8年2月18日（水）午後5時まで
4	質問回答	令和8年2月25日（水）
5	参加意思表明期限	令和8年3月2日（月）午後5時まで
6	提案書提出期限	令和8年3月5日（木）午後5時まで
7	一次審査実施	令和8年3月6日（金）
8	二次審査実施	令和8年3月11日（水） ※時間等詳細は提案者に対し別途通知する
9	審査結果の通知	令和8年3月中旬予定
10	協議および見積徴取	令和8年3月下旬予定
11	随意契約	令和8年4月1日（水）予定

5 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

- 質問書（様式1）【提出部数：1部】
- (2) 提出期限：令和8年2月18日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先：盛岡市財政部市民税課 宿泊税担当
- (4) 提出方法：持参・郵送・電子メールのいずれか
- (5) 企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問については受け付けない。また、質問を行った者の名称は公表しない。
- (6) 本市回答期限：令和8年2月25日（水）市ホームページに掲載

6 参加申込み

(1) 提出書類

提出書類	部数	提出期限
参加意思表明書（様式2）	1部	令和8年3月2日（月）
誓約書（様式3）	1部	午後5時まで（必着）

- (2) 提出先：盛岡市財政部市民税課 宿泊税担当

- (3) 提出方法：持参・郵送・電子メールのいずれか
- (4) 参加意思表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を上記提出先へ提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

7 企画提案書ほか必要書類の提出

(1) 提出書類

参加意思表明書を提出した者は、以下の書類を提出すること。

全ての提案者が提出する書類	部数	提出期限
募集申込書（様式5）	5部	
事業者概要（様式6）	5部	
企画提案書（様式7）	5部	
業務実施体制（様式8）	5部	
見積書（様式9）	5部	
盛岡市競争入札資格を有していない提案者が提出する書類	部数	令和8年3月5日（木） 午後5時まで（必着）
役員の一覧表（様式10）	1部	
宣誓書（様式11）	1部	
法人印鑑証明書	1部	
履歴事項全部証明書	1部	

(2) 留意事項

- ア 書類はすべて紙媒体で指定する部数と、電子データ（PDF）を提出すること。紙媒体での提出書類はA4両面印刷とする。
- イ 企画提案書は10枚以内とすること。
- ウ 企画提案書は任意の様式で提出することも可能とする。ただし、その場合は様式7の項目に従い企画提案書を作成すること。
- エ 見積書については積算根拠を明確にすること。
- オ 提出書類に不備、不足がある場合は受け付けない。

(3) 提出先：盛岡市財政部市民税課 宿泊税担当

(4) 提出方法：紙媒体については持参又は郵送で提出すること。電子データについて、原則は電子メールでの提出とするが、DVD-R形式で持参又は郵送での提出も可とする。

8 契約候補者の選定方法

(1) 審査方法

盛岡市宿泊税導入に係る周知・理解促進業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）においてプレゼンテーション審査を実施し、契約候補者を1者選定する。企画提案者が4者以上となった場合は、書類審査を実施する。

(2) 審査の流れ

①一次審査（書類審査）	※企画提案者が4者以上となった場合のみ実施する。
ア 実施日	令和8年3月6日（金）
イ 実施方法	財政部市民税課において書面審査を行い、後述する審査基準に基づき最終評価点を決定し、上位3者をプレゼンテーション審査の企画提案者として選定する。
ウ 審査結果の通知日	令和8年3月6日（金）予定 企画提案書提出者全員に対し電子メールにて通知する。
②二次審査（プレゼンテーション審査）	
ア 実施日	令和8年3月11日（水） 開始時間および場所等詳細については別途電子メールにて通知する。
イ 実施方法	1者30分（企画提案15分、質疑応答15分）を目安とし、企画提案書の提出順に企画提案者においてプレゼンテーションを行う。 審査委員会において、後述する審査基準に基づき評価点を決定し最終評価点の最も高い提案者を第一契約候補者として選定する。
ウ プrezentationにおける留意事項	i 出席者は1者3名以内とする。 ii プrezentationは提出した企画提案書に基づき行うこと。 iii プrezentationに必要な機材等（パソコン等）がある場合は企画提案者が持参すること。（スクリーン、プロジェクターに関しては本市で用意する。） iv プrezentationに参加しなかった提案者は契約候補者として選定しない。
エ 審査結果の通知日	令和8年3月中旬予定 プレゼンテーションを行ったもの全員に対し電子メールにて通知する。

9 評価基準

評価点は評価基準点×係数により求めるものとする。評価基準点は「5点：特に優れている
4点：優れている 3点：普通 2点：やや不十分 1点：不十分」とする。

審査委員会の各委員による採点を行い、各評価点の合計点を最終評価点とする。

評価項目	評価の視点	係数	評価点
① 基本事項	業務の背景、目的を正しく理解しているか。	1	5点
② 運営体制	業務の遂行にあたり十分な人員が配置されているか。担当者の経験・スキルが業務に適しているか。	2	10点
	必要な工程が明確に示されており、実現可能なスケジュールになっているか。	2	10点
③ 企画提案内容	広報物等、バナーについて見やすくかつ、わかりやすく伝わる工夫がされているか。	3	15点
	周知・理解促進事業について、独自のアイデアや工夫が取り込まれた内容になっているか。	5	25点
	周知・理解促進事業について、提案内容が業務目的に合致し、実現可能かつ効果的であるか。	5	25点
④ 実績	類似業務の実績を有しており、業務実行能力が高いと判断できるか。	1	5点
⑤ 價格	提案見積金額が妥当な金額であるか	1	5点
合計			100点

(1) 留意事項

- ア 同点の事業所が2者以上あった場合は、審査委員会の合議により契約候補者を選定するものとする。
- イ 最終評価点が満点の5割に満たない場合は、契約候補者として選定しない。
- ウ 審査員全員の評価基準点が1点である評価項目がある場合は、契約候補者として選定しない。

(2) 審査についての申し立て

審査の結果に対する異議申し立ては受け付けない。ただし、選定されなかった事業者は結果通知到達後7日以内に限り当該事業者の合計評価点及び順位について書面（様式任意）により回答を求めることができる。

10 契約

上記審査により選定された第一契約候補者は企画提案を基に、本市と委託契約締結に向けた協議・調整を行い、確定した仕様書の見積書の提出後、委託契約を締結する。

選定した第一契約候補者が契約を辞退した場合は、次点の評価を受けた提案者を委託契約の候補者として協議を行う。

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにつき提出された書類は返却しない。
- (3) 書類提出後の資料の追加及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。
- (4) 提案書は 1 者 1 点とし、複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。
- (6) 提出書類は盛岡市情報公開条例に基づき公開されることがある。
- (7) 本件企画競争の参加者は、本市から提供される情報を本件企画競争以外の用途に使用してはならない。
- (8) 本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

12 応募及び問合せ先

岩手県盛岡市財政部市民税課 第三係 担当：千葉

電 話：019-613-8498

FAX：019-626-7583

E-mail：shiminzei@city.morioka.iwate.jp